

安倍首相が「三年間抱っこし放題での職場復帰」を支援するとして、経済団体に自主的な

「三年育児」をお願いしたという。待機児童が

社会問題となつてきている時代にあつて、拍手喝采

・大歓迎かと思つたら、そうでもないようだ。

曰く、「女性支援に疑問」、「ニーズ低調」、「復職不安」などなど。もつとも、首相側も、育児

休暇の期間を延長することだけで、女性の就業が増え、少子化

が止まると考えているわけではないようで、正確には「子供が

三歳になるまで、育児や時短勤務を取得しやすい職場環境を整

備」してほしいと要請したとい

うことのようにだ。

現在でも、育児休業、介護休

業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律は、一歳に満たない子

(特別な理由があるときは一歳六ヶ月)を養育する労働者は、その子を養育するために育児休業

の申出をすることができ、事業主は、その申出を拒むことができないのはもちろん、その申出

をしたことまたは育児休業をしたことを理由として解雇その他不利な取扱いをしてはならない

ことを定めている。

就業している女性が出産を躊躇し、保育所に

殺到するのは何故だろうか。核家族が通常とな

つていてる社会の中で、夫婦だけでの子育てに自

信をもてないというだけでなく、職場を休んだ

ときの不安が次から次へと浮かんできくよう

だ。職場復帰できるのか、休業中の収入はどう

なるのか、休業期間が終

わつた後の子育てをどう

したらいいのか、休業前

に積み上げてきたキャリア

が無駄になるのではな

いか、休業は同僚に仕事

を押しつけることになる

のではないか、などな

ど。経営者側からは、育

児休業によつて離職率が

低下したという評価がある反面、子育て(家

庭)中心で、補助的な仕事を行う女性社員(端

的に言えば、主戦力にはならない労働力)の増加

をもたらしただという批判もあるという。確か

に、いわゆるキャリアアウーマンとして活躍して

いる人の話の中には、祖父母などの協力があつ

たので仕事を続けられたという感想が多いよう

に思われる。

公務員については、平成一四年四月一日から

育児休業の対象となる子の年齢が三年未満に引

き上げられ、一九年八月一日からは子の小学校

就学の始期に至るまでの勤務について短時間勤

務ができるようになっており、この勤務をしな

い期間および時間については給与が支給されな

いものの、一歳に満たない子(一定の条件を満

たす場合は一歳二ヶ月または一歳六ヶ月に達する

までの子)の育児休業期間中は共済組合から給

料のほぼ四割に相当する給付金が支給され、育

児休業の場合は、代換職員の業務を処理するた

めに任期付き職員を採用するものとされ、育児

短時間勤務職員の業務をカバーするために短時

間勤務職員を採用することができることとされてい

る。しかし、民間においては、雇用保険に公務

員と同様の給付金の制度はあるが、育児休業の

期間は最長で一年六ヶ月であり、短時間勤務の

制度も法制化されてはいないし、育児休業中の

業務の代換労働者の手配については、財政的に

も、法律的にも何の手当もされていない。

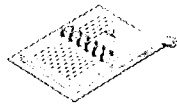
民間に先行する公務員についての制度の目的

が何なのか、それが所期の目的を果たしている

のか、十分な検証が必要であらう。

(弁護士

新・弁護士月記 15



抱っこし放題

橋本 勇